

笠松町Web サイト広告掲載に関する取扱要領

平成 1 8 年 9 月 2 9 日 告 示 第 9 7 号

改正 平成 2 5 年 2 月 1 日 告 示 第 1 1 号

平成 2 7 年 3 月 1 3 日 告 示 第 2 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、笠松町広告掲載に関する要綱（平成 1 7 年笠松町告示第 1 0 0 号。以下「要綱」という。）に基づき、笠松町のWeb サイト（以下「町Web サイト」という。）に掲載する広告の取扱いに関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町Web サイト 笠松町が管理するWeb サイトで、町のホームページのことをいう。

(2) バナー広告 町Web サイト内に表示される広告画像で、第 9 条の規定により広告掲載を承諾された者（以下「広告主」という。）の指定するWeb サイトにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第 3 条 町Web サイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告の範囲等)

第 4 条 掲載可能な広告は、広告のリンク先を含め、要綱第 3 条の規定によるほか、表現その他に関しては、次の事項に留意しなければならない。

表現、表示の禁止(閲覧者に誤解を招くおそれがある。)	(1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタンの (2) アラートマーク (3) ラジオボタン (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの） (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
G I F アニメに関する禁止(閲覧者	(1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するもの (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔が 2 秒未満のもの

に不快感を 与えるおそ れがある。)	(3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔が40／100秒未 満のもの
--------------------------	-----------------------------------------

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横120ピクセル
- (2) 形式 GIF (アニメ可)、JPEG、PNG
- (3) データ容量 100KB以下

2 前項と異なる規格については、別途定める。

第6条 広告の掲載場所は、トップページとする。

2 広告を掲載する期間は、掲載の初日を起算日とし翌月の応当する日の前日までの1箇月単位とし、最長1年間とする。ただし、掲載期間には、維持管理等のため、ホームページの公開を停止する期間を含むものとする。

3 広告枠数及び掲載位置は、町長が決定する。

(広告掲載料等)

第7条 広告掲載料は、1枠あたり月額5,000円とする。ただし、地方公共団体が掲載する広告については無料とする。

2 複数の広告枠を申し込む場合は、同一のリンク先を設定することはできない。

3 広告主は、広告掲載の日前の町が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告申込者は、広告掲載希望日の20日前までに、笠松町Webサイト広告掲載申込書(様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。)を、町長に提出しなければならない。ただし、同一の広告原稿で複数の広告枠を申し込むことはできない。

(広告掲載の決定等)

第9条 町長は、広告掲載申込書を受理したときは、その内容等を審査し、速やかに広告掲載の諾否を決定し、笠松町Webサイト広告掲載(承諾・却下)通知書(様式第2号)により、広告申込者に通知する。

(広告掲載の中止又は承諾の取り消し)

第10条 町長は、次の各号の1に該当するときは、広告掲載を中止し、又は承諾を取り消すことができる。

- (1) 関係官公庁からその掲載を禁止されたとき。
- (2) 広告主、バナー広告の内容又はリンク先Webサイトの内容等が、各種法令に違反しているとき、あるいはそのおそれがあるとき。
- (3) その他町Webサイトの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

(広告原稿の提出)

第11条 広告主は、広告原稿を町が指定する期日までにデジタルデータで提出する。

(リンク先の変更)

第12条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の10日前までに町長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際、笠松町Webサイト広告掲載に関する取扱要領（平成17年7月27日決裁）の規定により広告掲載をしているものについては、この要領の規定に基づいて広告掲載されたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成25年2月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までの掲載料については、なお従前のおりとする。

附 則

この要領は、平成27年3月16日から施行する。